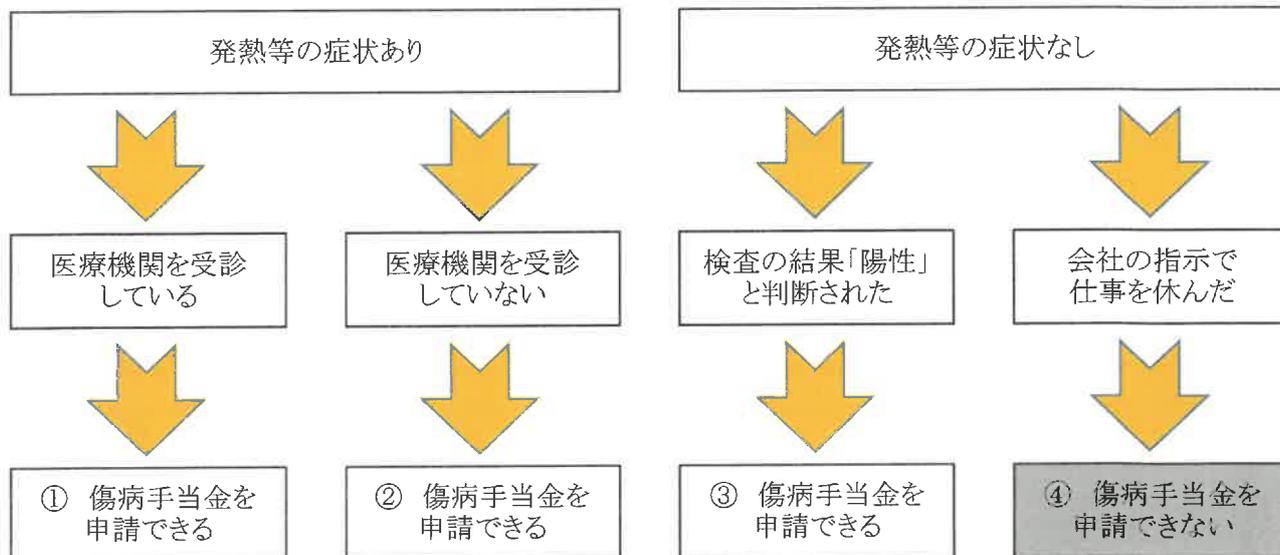


○記載の注意事項(新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金)

【提出書類フローチャート】



【提出書類】

- ・被保険者記入用①
- ・被保険者記入用②
- ・事業主記入用③
- ・医療機関記入用④

【提出書類】

- ・被保険者記入用①
 - ・被保険者記入用②
 - ・事業主記入用③
- ※被保険者用②に、
事業主の証明が必要
となる

【提出書類】

- ・被保険者記入用①
- ・被保険者記入用②
- ・事業主記入用③
- ・医療機関記入用④

《発熱等の症状とは》

厚生労働省が示している、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安を基準とする

- ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
(※)高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
症状が4日以上続く場合(解熱剤などを飲み続けなければならないときを含む)